

# 柏崎市立二田小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立二田小学校

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、その他の関係職員等による「いじめ防止対策委員会（はぐくみ委員会）」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

## 3 いじめの未然防止の取組

### (1) わかる授業づくり

- ・「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」「関わることのよさ」が実感できる授業の実践
- ・基礎基本の確実な定着に向けた個に応じた指導の充実
- ・学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）

### (2) 道徳教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

- ・7月の学習参観日における全校一斉道徳（人権教育・同和教育）授業の公開と懇談会での意見交換

### (3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動における、学校・学級における生活向上の諸問題の解決
- ・若草班での柿活動、集会活動、休み時間の触れ合い等
- ・年2回のありがとうメッセージカード交換の実施
- ・各委員会による企画・運営の活動
- ・いじめ見逃しゼロスクール西山集会への参加（6年）
- ・年2回のいじめ見逃しゼロスクール集会で、いじめゼロに対する意識を高める。

### (4) 体験学習の充実

- ・他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施する。
- ・生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等での地域ボランティアの方との関わり（野菜の栽培活動、地区探検、柿の栽培活動、昔遊び、伝承舞）
- ・三世代交流やにしかりの里（老人福祉施設）訪問

### (5) 学級経営の充実

- ・一人一人の居心地のよい場所であることをめざした温かい学級づくり
- ・考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

### (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

## 4 いじめの早期発見のための取組

### (1) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。  
下学年は3回（7月、11月、2月）上学年は5回（5月と9月にも実施）

### (2) 教育相談の実施

- ・年2回の全校児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。
- ・月1回「児童理解の会」で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。

### (3) 全職員への情報提供、共通理解

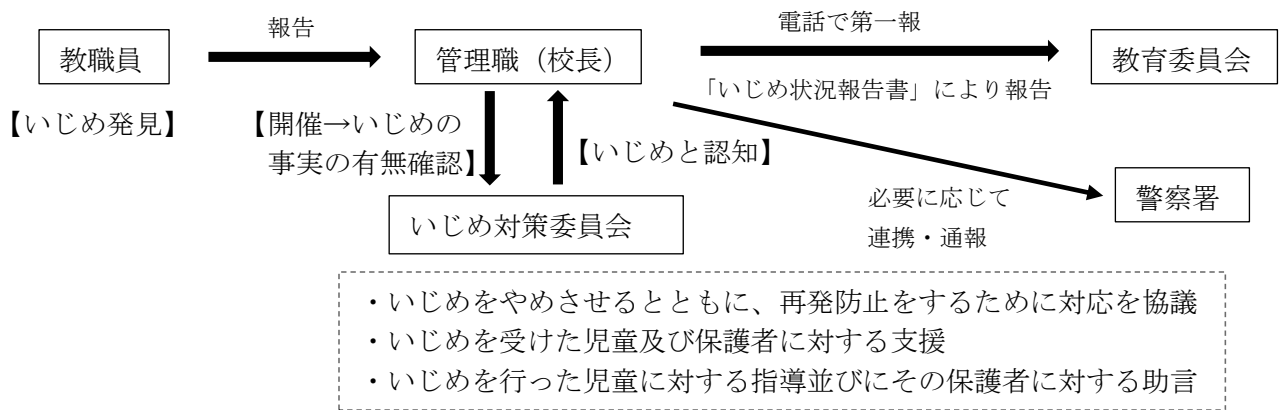
- ・職員終会後の情報交換
- ・年3回の学級の様子を含めた児童理解の会

### (4) 日記や連絡帳の活用

日記や学年便り、連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じいじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。



## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し初期調査を実施する
  - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
  - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
  - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する必要があることをあらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。

- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
  - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
  - ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
  - ・ いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
  - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## 7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

### (1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解のための研修、外部指導者を招いての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

### (2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T Aの会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを説明（学習）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

## 8 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となっていく会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表 いじめ防止等のための年間計画】

## 9 学校評価と基本方針の検討

### (1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価等を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

### (2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

## 10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

月	主な学校行事等	いじめ防止に関する取組		
		未然防止	早期発見	その他
4	始業式 入学式 学習参観 学年懇談 PTA総会 1年生を迎える会 地区子ども会 NRT 知能検査 全国学力学習状況調査 学級児童の自宅確認	保護者へのいじめ対策 についての説明と啓発  分かる授業に向けた校 内研修の話し合い  学年懇談会	全職員への情報提供、 共通理解(週1回、終 会后、年間) 学年懇談会	学校いじめ防止基本方針の確認 (職員会議) 学校訪問相談員訪問(必要に応じて 依頼)
5	親子奉仕活動 大運動会		児童理解の会① 生活アンケート(上学年)	
6	体カテスト 親子交通安全教室 避難訓練	メッセージカードの取組 いじめ見逃しゼロ強調 月間 いじめ見逃しゼロ集会 西山さわやかウイーク	生活アンケート 教育相談	生活リズムチェックシート
7	5年キャンプ 学習参観 学年懇談 学習指導改善調査 地区子ども会 休業前集会 親善水泳大会	学校評価アンケート 学年懇談会 人権教育、同和教育に 関する全校一斉道徳授 業の公開	学校評価アンケート 学年懇談会 個別面談	市教委へのいじめ実態調査報告書 提出①
8	個別面談 6年修学旅行 休業後集会	学校評価全体会	学校評価全体会 児童理解の会②	
9	一日自由参観日 PTA全校親子活動 親善陸上大会 マラソン大会		生活アンケート(上学年)	いじめ見逃しゼロ 県民の集い
10	前期終業式 後期始業式 西山町三校一斉避 難訓練 移行学級①	西山さわやかウイーク		生活リズムチェックシート
11	学習発表会 小中合同音楽会 6年生体験入学	いじめ見逃しゼロスクー ル西山集会 メッセージ交換 いじめ見逃しゼロ強調 月間 いじめ見逃しゼロスクー ル集会	生活アンケート 教育相談	
12	個別面談 地区子ども会 休業前集会 スケート教室(1・2年)	学校評価アンケート 人権強調週間による取 組	学校評価アンケート 学校評価全体会	市教委へのいじめ実態調査報告書 提出②
1	休業後集会 PTA委員総会 書き初め大会 避難訓練		子どもを語る会	

2	スキー教室(3~6年) 移行学級② 学習参観 学年懇談		生活アンケート 学年懇談会	
3	マーチング移杖式 6年生に感謝する会 地区子ども会 終業式 卒業式	ありがとう週間	児童理解の会③	市教委へのいじめ実態調査報告書 提出③
	日常の取組	道徳教育の充実 社会性の育成 全校集会での講話 委員会による自治的な 取組	毎日の児童の観察 記録の蓄積	